

令和6年度 秋田県職員保健師 (衛生看護学院専任教員) 募集要項

令和6年4月26日
秋 田 県

○受付期間 令和6年4月26日(金)～令和6年5月17日(金)午後5時まで
○試験日 令和6年5月27日(月)

問 合 せ
受 験 申 込 み

→

秋田県健康福祉部福祉政策課 総務チーム (秋田県庁2階)
〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
TEL 018(860)1311(直通)

1 採用職種、採用予定人員及び職務内容

採用職種	採用予定人員(人)	職務内容
保健師	1	衛生看護学院での教員等としての業務や本庁又は保健所等で保健行政に従事します。

2 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できます。

ア 昭和38年4月2日以降に生まれた者であって、保健師免許を有し、保健師としての実務経験が5年以上あり、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン(令和5年5月11日医政発0511第5号厚生労働省医政局長通知)第5の1(1)イに規定する専任教員として必要な研修を修了した者

イ 昭和40年4月2日以降に生まれた者であって、保健師免許を有し、保健師としての実務経験が5年以上あり、かつ、採用後、看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン第5の1(1)イに規定する専任教員として必要な研修を受講することが可能な者

(研修は、採用の次年度以降に、8か月から1年までの期間実施予定)

ウ 昭和38年4月2日以降に生まれた者であって、保健師免許を有し、保健師として3年以上業務に従事した者で、大学(短期大学を除く。)において教育に関する科目※を合計4単位以上履修して卒業した者又は大学院において教育に関する科目を合計4単位以上履修した者

※教育に関する科目とは、「教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法」をいう。

◆ 次のいずれかに該当する者は受験できません。

ア 地方公務員法第16条に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 外国籍の者のうち就職が制限される在留資格のもの

(ただし、採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる者は受験できます。)

◆外国籍の受験希望者の方へ

外国籍の職員は、担当できる職務等に次のような制限があります。

- (1) 外国籍の職員は、公権力の行使（行政処分（行為）や事実行為により、県民等の権利、義務に影響を与えること。）に携わる職務は担当できません。
- (2) 外国籍の職員は、公の意思の形成への参画に携わる職（県の意思決定において、知事等から権限の委任を受け又は専決権を与えられた職であり、原則として本庁の課長級以上及び地方機関の長が該当する。）に就くことはできません。

以上の事項を考慮の上、お申し込みください。

なお、試験方法、試験問題は日本国籍を有する者と同一です。

不明な点や更に詳しく知りたい点がある場合は、秋田県健康福祉部福祉政策課総務チームまでお問い合わせください。

3 試験の日時及び場所

日 時	場 所
<p>○試験日 令和6年5月27日（月） 午前10時～ ※10分前までに会場へお入りください。</p> <p>・適性検査 午前10時～</p> <p>・小論文試験 午前11時～正午 （休憩）</p> <p>・口述試験 午後1時から受験番号順に個別面接 1人20分～30分程度 各自の開始時刻は申込受付期間終了後に交付の 受験票に記載。 ※各自の開始時刻5分前までに会場へお入りください。</p>	<p>秋田市山王四丁目1-2 秋田地方総合庁舎 (詳細は受験票に記載)</p>

※受験者数の状況によっては、口述試験は別日に変更となる場合があります。

4 試験の種目及び内容

試験種目	内 容
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査
小論文試験	文章による表現力、思考力、文章構成力等についての試験 (記述式 1題 1時間)
口述試験	専門知識及び人物についての個別面接による試験

5 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行います。

なお、受験申込書記載事項等に虚偽の申告があった場合には、採用されないことがあります。

6 合格者の発表

合格発表	令和6年5月下旬予定	合否について書面で通知します。
最終合格発表	令和6年6月中旬予定	

7 採用

(1) 最終合格者の採用日は、令和6年6月下旬から7月末までの期間内を予定します。

8 勤務条件

(1) 給与

ア 初任給は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年4月1日条例第22号）に基づき、経歴その他を勘案のうえ決定されます。

(例) 衛生看護学院に勤務する場合（教育職給料表（一）適用による令和6年4月1日現在）

- ・大学卒業後、実務経験が5年ある場合で月額256,667円
- ・大学卒業後、実務経験が10年ある場合で月額298,506円
- ・大学卒業後、実務経験が20年ある場合で月額374,440円

※上記は目安（一例）であり、保健師としての実務経験に該当しない職歴の有無、在職時の雇用形態（常勤、非常勤の別）等に応じて、給与額等が決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

イ 昇給は、原則として毎年1回行われます。

(2) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

(3) 休暇

年間20日（採用年は最大15日で採用日により異なります。）の年次休暇や病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅のほか、診療室などの施設があります。

9 申込手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネット（電子申請）により申し込みください。

次のURLから「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスし、手続き一覧から「令和6年度秋田県職員保健師（衛生看護学院専任教員）採用選考受験申込書」を選択し手続きを行ってください。（手続きには連絡が取れるメールアドレスが必要となります。）

URL https://apply.e-tumo.jp/pref-akita-u/offer/offerList_initDisplay.action

(2) 申込書類

申込画面から**受験申込書**及び**自己紹介**を入力作成のうえ、次の**証明書類***データを添えて申し込みください。

※受験資格を証明する書類（本要項「2 受験資格」参照）

- ・保健師免許証の写し
- ・最終卒業学校の卒業証明書
- ・保健師としての実務経験を証明する在職証明書*

- ・専任教員として必要な研修を修了した方は、修了したことを証する書類の写し
- ・教育に関する科目を合計4単位以上履修して大学を卒業した方又は大学院において教育に関する科目を合計4単位以上履修した方は、成績証明書等（履修した科目を確認できるもの）

※在職証明書は、受験資格とする保健師としての実務経験年数が確認できるものであれば本要項添付の様式以外でも可とします。（該当する勤務箇所が複数ある場合は、いずれかのもので可。）

受付期間までに証明書類の提出が間に合わない場合は、問合せ先までご相談ください。

（注意）

- ・写真貼付欄には、最近6か月以内に撮影した本人の画像ファイル（上半身、正面向、無帽、無背景）を添付してください。
- ・受験申込書及び自己紹介は、入力完了後、「申込む」のボタンを押す前に、その下にある「PDFレビュー」の画面で入力内容が正しく表示されているかを必ず確認してください。
- ・申込を行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。
申込完了通知メールが届かない場合は、受験申込が完了していませんので、ご注意ください。
使用されるパソコンや通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

※電子申請による申込みができない場合は、秋田県公式Webサイト内の次のページに掲示する受験申込書及び自己紹介の様式をダウンロードのうえ作成し、証明書類と併せて、秋田県健康福祉部福祉政策課総務チームに郵送してください。

○ 令和6年度秋田県職員保健師（衛生看護学院専任教員）の募集について

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/81010>

封筒の表には、「受験申込（保健師）」と朱書きのうえ受付期間内必着で郵送してください。

（簡易書留郵便による郵送が確実です。普通郵便での事故には対応できません。）

（3）受付期間

◇ 令和6年4月26日（金）から5月17日（金）午後5時まで◇

10 受験票の交付

受験票は、電子メールにより電子申請時に入力のメールアドレスに送付します。**令和6年5月21日（火）までに受験票が届かない場合は、翌日5月22日（水）に、秋田県健康福祉部福祉政策課総務チームへ必ずお問い合わせください。**

11 試験に関する注意事項

試験当日は、受験票、筆記用具（HBの鉛筆・シャープペンシル・消しゴム）を持参してください。
携帯電話やスマートフォンについては、試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認められません。